

## ふくおかの地魚応援の店 実施要領

### 1 趣旨

本事業は、県が認定した「ふくおかの地魚応援の店」(以下「応援の店」という。)が、県産水産物を消費者に提供し、またその情報を利用者に提供することにより、県民に県産水産物を消費する機会を増やし、ひいては広く県民に対して、本県漁業に対する理解促進を図るものである。

### 2 認定対象

県内外において営業している飲食業及び販売業等を対象とする。

- 飲食業: 飲食店、総菜店、ホテル、旅館等
- 販売業: 鮮魚店、直売所、製造店、土産物店等

### 3 認定要件

次のすべての要件を満たすこと。

- ① 飲食店は、県産水産物を使用した料理等を一定期間にわたって消費者に提供するとともに、その情報を店内、メニュー等に表示するなど、利用者に提供していること。  
また、販売店においては、県産水産物の販売コーナーを設けるとともに、水揚港や漁法などの情報を提供すること。
- ② 食品衛生法、JAS法等、関係法令を遵守していること。
- ③ 事業主・役員が暴力団員等に該当せず、また密接な関係がない者。

### 4 認定申請

応援の店の認定を受けようとする者は、県が県産水産物の消費拡大を目的に開設したホームページ「じざかなび福岡」内の入力フォームから申請する。もしくは、福岡県水産局水産振興課のサイトから認定申請書(様式1号)をダウンロードし、必要事項を記載の上、水産振興課宛に郵送、FAXまたはメールで申請する。

### 5 認定審査

県は、認定申請書を受理したときは、認定要件に基づき内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を実施する。

### 6 認定証の交付

県は、認定の要件に適合した場合は、応援の店として認定し、認定証を交付する。

## 7 応援の店に対する県の支援

- (1) ホームページや県の広報媒体等を活用して、応援の店をPRする。
- (2) 応援の店に対して、PR用ののぼり等を提供する。

## 8 認定期間

認定の日から3年間とし、その後、1年毎に自動更新する。

## 9 認定の取消し

応援の店が3の認定要件を満たさなくなったとき、その他応援の店に相応しくない事由が発生したときは、県は認定を取り消し、認定証の返却を求めることができる。

## 10 認定の辞退

応援の店の認定の辞退を希望する場合は、辞退届(様式2号)を県に提出するものとする。

## 附 則

この要領は、平成25年9月2日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成29年4月13日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成31年3月11日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和2年12月8日から施行する。